

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

雲仙市は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

長崎県雲仙市長

公表日

令和8年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>雲仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>・予防接種法に基づく、予防接種(新型インフルエンザ含む)の管理に関する事務</p> <p>情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>
③システムの名称	1.健康管理システム 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)健康管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表14、126の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・雲仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;">1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表 <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>:第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条における情報照会の根拠)</p> <p>:第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(25の項)</p> <p>:第一覧(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(27、28、29の項)</p> <p>:第一覧(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(153の項)</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康づくり課、子ども支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長 子ども支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	雲仙市役所 総務部 人事課 人事行政班 〒859-1107 住所:長崎県雲仙市吾妻町牛口名714番地 電話:0957-47-7726
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	雲仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 雲仙市役所 健康福祉部 子ども支援課 子ども健康班 〒854-0492 住所:長崎県雲仙市千々石町戊582番地 電話:0957-47-7876(健康づくり課)、0957-47-7874(子ども支援課)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報を含む書類は、書棚等に施錠して保管している。	
9. 監査		
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	雲仙市情報セキュリティポリシー及び雲仙市特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、人的セキュリティ対策等を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月7日	I-5-①	市民生活部 健康づくり課、市民福祉部 子ども支援課	健康福祉部 健康づくり課、子ども支援課	事後	
平成29年4月7日	I-7	政策企画課 広報班	総務部 人事課 人事行政班	事後	
平成29年4月7日	I-8	豊仙市役所 市民福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班 〒859-1107 〒854-0492 住所:長崎県豊仙市香妻町牛口名714番地 住所:長崎県豊仙市千々石町戊582番地 電話:0957-38-3111(代表) 電話:0957-36-2500	豊仙市役所 健康福祉部 健康づくり課 健康推進班 子ども支援課 子ども健康班 〒854-0492 住所:長崎県豊仙市千々石町戊582番地 電話:0957-36-2500	事後	
平成29年9月20日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) なし (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(17、18、19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第16の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12の2条第1号第2号第3号 (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	事後	
令和1年6月30日	IVリスク対策	-	新規記入	事後	様式変更による
令和2年9月30日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) 第16の2条	(別表第二における情報提供の根拠) 第16の2条、第16の3条、第105の2条	事後	
令和3年2月22日	I-1-②	豊仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種の管理に関する事務	豊仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種(新型コロナウイルスを含む)の管理に関する事務	事前	
令和3年2月22日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10の項	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項	事前	
令和3年2月22日	I-4-②	(別表第二における情報提供の根拠) 第16の2条、第16の3条、第105の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12の2条第1号第2号第3号 (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19の項)	(別表第二における情報提供の根拠) 第16の2条、第16の3条、第115の2条 (別表第二省令における情報提供の根拠) 第12の2条第1号第2号第3号、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項)	事前	
令和3年11月17日	I-1-②	豊仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種(新型コロナウイルスを含む)の管理に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、豊仙市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。	豊仙市は、予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務で取り扱う。 ・予防接種法に基づく、予防接種(新型コロナウイルスを含む)の管理に関する事務 番号法の別表第二に基づいて、豊仙市は、健康管理に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事前	
令和3年11月17日	I-1-③	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 健康管理システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. ワクチン接種記録システム(VRS)	事前	
令和3年11月17日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事前	
令和4年3月11日	I-3	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第67条の2	事前	
令和4年3月11日	I-4-②	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12の2条第1号第2号、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項)	(別表第二省令における情報提供の根拠) 第12の2条第1号第2号、第12の2の2条、第59条の2 (別表第二における情報照会の根拠) 第一編(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二編(事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項)	事前	
令和7年3月3日	I-1-②	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	(削除)	事前	
令和7年3月3日	I-3	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の14項、第126項	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月3日	I-4-②	<p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)</p> <p>第16の2、第16の3、第115の2(別表第二省令における情報提供の根拠)</p> <p>第12の2第1号第2号、第12の2の2第2号、第69条の2(別表第二における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」及び「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(16の2、17、18、19、115の2の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「予防接種法」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第 条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「予防接種法」が含まれる項(25、27、28、29の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)に「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が含まれる項(153の項)</p>	事前	
令和8年1月15日	I-3	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)</p> <p>番号法第9条第1項 別表第14項、第126項</p>	<p>番号法第9条第1項 別表14、126の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2</p>	事後	
令和8年1月15日	I-4-②	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第 条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(25の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(27、28、29の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(153の項)</p>	<p>・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び同号に基づく主務省令第2条の表(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「予防接種法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153、154の項)</p> <p>第三欄(情報提供者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、153の項)</p> <p>(番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(25の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「予防接種法による給付の支給に関する事務」が含まれる項(27、28、29の項)</p> <p>第一欄(情報照会者)が「市町村長」が含まれる項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務」が含まれる項(153の項)</p>	事後	
令和8年1月15日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	